

平成18年度 町・県民税の税率などの変更内容をお知らせします

町では、平成18年度町・県民税の納税通知書を6月に送付します。(勤務先の給料から引かれている方には、勤務先を通して送付します。)

今年度の町・県民税は税制改正に伴い、「定率減税の縮減」や「非課税基準額の引き下げ」のほか、65歳以上の方の「老年者控除の廃止」「公的年金等控除額の引き下げ」「非課税限度額の廃止」など制度が変わり、昨年まで非課税だった方にも課税される場合があります。なお、改正内容は次のとおりです。

●定率減税が縮減されました

定率減税の減税幅がこれまでの2分の1に縮減され、7.5%相当額(限度額20,000円)の減税となりました。

	17年度	18年度	19年度
率	15%相当額	7.5%相当額	廃止予定
限度額	40,000円	20,000円	

※減税率(7.5%)は、税額控除前の所得割に乗じます。

●非課税基準額が引き下げられました

非課税となる基準額が、右のとおり引き下げられました。

区分	17年度	18年度
	均等割	28万円×(1+扶養人数)+(扶養がいる場合17.6万円)
所得割	17年度	35万円×(1+扶養人数)+(扶養がいる場合35万円)
	18年度	35万円×(1+扶養人数)+(扶養がいる場合32万円)

※対象となる所得は、均等割が「合計所得金額」、所得割が「総所得金額等」です。

●妻の均等割額が全額課税されます

同じ町内に住所を有し、均等割が課税された夫と生計をともにする妻に対する非課税措置(17年度は経過措置として2分の1を課税)が廃止され、均等割額全額(町民税3,000円、県民税1,000円)が課税されます。

	町民税	県民税
17年度	1,500円	500円
18年度以後	3,000円	1,000円

●老年者控除が廃止されました

65歳以上(昭和16年1月1日以前に生まれた方)で、合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されていた「老年者控除」(48万円)が廃止されました。

ただし、「寡婦」または「寡夫」の要件に該当する方については、寡婦・寡夫控除が適用されます。(寡婦・寡夫の控除額/26万円、特別寡婦の控除額/30万円)

	17年度	18年度
控除額	48万円	廃止

●公的年金控除額が引き下げられました

65歳以上の方に上乗せされていた控除額が廃止され、最低控除額が140万円から120万円となりました。

なお、所得金額の計算方法は右のとおりです。

公的年金の収入金額(A)	公的年金等の雑所得	
～1,200,000円		0円
1,200,001円～3,299,999円	A -	1,200,000円 = _____円
3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 -	375,000円 = _____円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 -	785,000円 = _____円
7,700,000円～	A × 0.95 -	1,555,000円 = _____円

●65歳以上の方の非課税措置が廃止されました

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方の非課税措置が廃止されました。

なお、19年度までの経過措置として、平成17年1月1日現在65歳の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で合計所得金額が125万円以下の方については、18年度は町県民税額の3分の1が課税されます。

区分	均等割		所得割	
	町民税	県民税	町民税	県民税
17年度まで	非課税	非課税	ともに非課税	
18年度	1,000円	300円	ともに3分の1を課税	
19年度	2,000円	600円	ともに3分の2を課税	
20年度以後	3,000円	1,000円	ともに全額課税	

※ただし、障害者や寡婦または寡夫に該当する方で前年の合計所得が125万円以下の場合、非課税基準額以下の所得の場合は非課税措置が適用されます。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187-84-4902(内線2103)

平成18年度の国土調査を実施します

実施地区 ● 大字金沢 黒瀧、諏訪堂
 大字金沢西根 下大久保、中大久保、上大久保、北谷地中、南谷地中、下笹巻、中笹巻の各一部

調査期間 ● 平成18年5月9日～平成19年3月30日

【国土調査とは】

現在使用されている登記簿・図面は、明治初期の地租改正時に作成されたものを基礎として、加除・訂正を加え活用されています。国土調査ではこれをもとに、土地一筆ごとについて、地番・地目・境界等の確認をするもので、現地境界立ち会いを行い、杭を埋設し正確な図面の作成と面積を確定させ、土地行政全般の基礎資料とするとともに、土地に関する争いの防止、公租公課の負担の平等化に活用することを目的としています。

国土調査を実施した地区については、今後行われることは無いものと考えられますから、末代に受け継がれる大切な調査です。関係土地所有者の皆さんには、お忙しいところご足労かけますが、ご理解ご協力をお願いします。

※後日説明会を開催しますので、対象となる方へ別途ご案内いたします。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187-84-4902

土地の税額の求め方が変わりました 平成18年度 固定資産税制度改正のお知らせ

平成18年度は、3年に1度の固定資産税の評価替え年度にあたり、美郷町では一部の土地や家屋の価格が変わりました。

また、土地の固定資産税については、同じ価格の土地であれば同じ税負担となるよう、負担の均衡化を進めていますが、今回、地方税法が改正され、このしくみの一部が変わっております。

具体的には、その土地の新しい価格に比べてこれまでの税負担が低い土地については、価格の5%分を、前年度の課税標準価格(税額を計算する基礎となる額)に加える方式となります。詳しくは次の税額の求め方をご覧ください。

税額の求め方

土地についての固定資産税額は、次のとおり求められます。

住宅用地 税額 = $\frac{\text{課税標準額}}{\text{(価格に6分の1(※)を掛けた額)}} \times \text{税率}$
(※)200㎡を越える部分については、3分の1

商業地等 税額 = $\frac{\text{課税標準額}}{\text{(価格の70%が上限)}} \times \text{税率}$
※商業地等とは、住宅用地以外の宅地を指します。

ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

●住宅用地

「今年度の価格に6分の1(※)を掛けた額」(＝本来の課税標準額A)と比べて

- (ア) 前年度の課税標準額がAの80%以上100%未満の場合 → 前年度の課税標準額と同額
- (イ) 〃 Aの80%未満の場合 → 前年度の課税標準額＋Aの5%

(ただし、上記(イ)により計算した額が、Aの80%を上回る場合は80%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)

(※)200㎡を越える部分については、3分の1

●商業地等

「今年度の価格」(＝B)と比べて

- (ア) 前年度の課税標準額がBの60%以上70%以下の場合 → 前年度の課税標準額と同額
- (イ) 〃 Bの60%未満の場合 → 前年度の課税標準額＋Bの5%

(ただし、上記(イ)により計算した額が、Bの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額となります。)



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187-84-4902